

西村あさひ法律事務所

EU: データ関連の欧州司法裁判所判決の最新動向③(管理者が第三者に個人データを開示した場合にデータ主体の求めに応じて提供すべき情報の粒度)

ヨーロッパ / 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023年4月12日号

執筆者:

E-mail✉ [石川 智也](#)E-mail✉ [福島 淳央](#)E-mail✉ [菅 悠人](#)E-mail✉ [佐々木 将也](#)

GDPR の Privacy Notice において、条文上は、個人データを提供する場合に、当該個人データの提供を受ける個別の取得者ではなく、その類型を記載することも許容されている。また、データ主体からアクセス権の行使を受けた場合に管理者が開示すべき内容についても同様である。これらのうち後者の点について、欧州司法裁判所は、2023年1月12日、管理者は、(条文上は取得者の類型を提供することが許容されているものの、)原則として個別の取得者を特定する情報を提供する必要のある旨判断した¹(以下「本判決」という。)。本判決は、データ主体のアクセス権を拡充するものと考えられるが、他方で、管理者が個別の取得者を特定する情報を提供しなくてもよい場合を明らかにした点も注目される。本稿では、本判決の概要を紹介する。

1. 事案の概要・欧州司法裁判所への付託事項

事案の概要は以下のとおりである。原告(個人)は、2019年1月15日、被告(オーストリアにおける郵便及び物流サービスの事業者)に対して、「被告が保管し又は過去に保管していた原告に関する個人データが取得者に開示され又は開示される予定の場合、当該取得者を特定する情報」について照会したところ(パラ 17)、被告は、マーケティング目的のために取引相手にデータを提供していると回答するにとどまり、個別の取得者を特定できる情報は提供しなかった(パラ 18)。これを受けて、原告はオーストリアの裁判所において法的手続きを開始し、被告に対し、原告の個人データが開示された先の取得者を特定する情報を明らかにするよう求めた(パラ 19)。

第1審及び控訴審が、管理者は取得者の類型のみを提供すれば足りるとの判断を示して原告の請求を退けたため(パラ 21)、原告は、オーストリア最高裁に上訴した(パラ 22)。原告の上告を受けて、オーストリア最高裁判所は、欧州司法裁判所に付託することとし、欧州司法裁判所において、以下の論点が検討された(パラ 27、28)。

- GDPR15条1項c号の規定する個人データに対するアクセス権は、個人データが取得者に開示され又は開示されようとしている場合には、データ主体に対して個別の取得者を特定する情報を提供する義務を管理者に課すものであるか。

2. 欧州司法裁判所による先決裁定

欧州司法裁判所は、「GDPR15条1項c号に規定されたデータ主体の個人データに対するアクセス権は、当該データが取得者に開示され又は開示されようとしている場合には、①当該取得者を特定することが不可能である場合、又は、②当該データ主体のアクセス要求がGDPR12条5項の意味において明らかに根拠がなく又は過剰であることを管理者が立証する場合でない限り、当該データ主体に対して当該取得者を実際に特定する情報の提供を管理者に義務付けるものであると解釈されなければならない」と判断した(パラ 51)。

上記先決裁定に至る理由中の判断では、以下の考察が展開されている。

- GDPR15条1項c号は、「取得者」と「取得者の類型」を連続的に使用しており、両者に優先劣後の関係を見出すことはできず(パラ 31、32)、また、GDPR 前文パラ 63にも、アクセス権の対象が「取得者の類型」に限定されるとは記載されていない(パラ 33)。

¹ Case C-154/21, RW v. Österreichische Post AG, ECLI:EU:C:2023:3 (Jan. 12, 2023).

- 欧州司法裁判所の過去の先決裁定において、データ主体によるアクセス権の行使は、個人データが無権限の取得者に開示されていないこと等、データが適法に処理されていることを確認することを可能とし、GDPR 上の権利²の実効性を確保するものでなければならないことが示されており、かかる先決裁定に照らせば、データ主体は、その個人データが既に開示されている場合には、個別の取得者を特定する情報を知らされる権利を有すると解すべきである(パラ 37-39)。
- 他方で、個人データの保護に対する権利は絶対的な権利ではなく、上記判旨の①又は②に該当する場合には、管理者は取得者の類型に関する情報のみを提供することも許容される(パラ 47-49)。

3. 実務への示唆・コメント

本判決は、データ主体によりアクセス権が行使された場合に、管理者は、原則として、個別の取得者を特定する情報を提供する義務を負うことを明示した判決として意義を有する。他方で、本判決は、上記判旨の①又は②の意味内容を必ずしも明らかにしておらず、本判決がアクセス権の行使及び対応にどのような影響を与えるかは、今後の実務に委ねられると考えられる。

この点、上記判旨の①「取得者を特定する情報を提供することが不可能な場合」には、「取得者が未だ知れていない場合」が含まれるが、例えば、特にオンライン上でのデータフローが複雑化している場合や、データ主体のオンライン上での振舞いに応じてデータ共有先が変わる場合なども「取得者が未だ知れていない場合」に該当するのであれば、管理者が取得者の類型に関する情報のみ提供すればよい場面は相当に広いものになると考えられる。

他方、GDPR 上、データ主体のアクセス要求が明らかに根拠がなく又は過剰である場合は、そもそも、管理者は、データ主体のアクセス要求に応じる必要はないため、上記判旨の②は、この点を確認したものと考えられる(GDPR12 条 5 項 b 号)。なお、GDPR 上はデータ主体のアクセス要求が過剰であるかに関する判断基準は規定されていないものの、EU 各国法においては、年に 1 回を上限と定める場合が多いと指摘されている³。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

² GDPR16 条、17 条及び 18 条によってそれぞれ付与される修正権又は消去権(「忘れられる権利」、21 条の異議申立権、79 条及び 82 条に規定される訴権が摘示されている(パラ 38)。

³ See Christopher Kuner, Lee A. Bygrave, Christopher Docksey, Laura Drechsler, The EU General Data Protection Regulation (GDPR): A Commentary at 408.